

平成20年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会  
定例会議審議概要

開催日及び場所	平成20年10月30日(木) 経済産業省別館1042号室 平成20年10月31日(金) 経済産業省別館1031号室
出席委員 (50音順)	大久保規子(大阪大学大学院法学研究科教授)、田路至弘(弁護士)、野村豊弘(学習院大学法学部教授)、蓑輪靖博(福岡大学法学部教授)、森島昭夫(名古屋大学名誉教授)
審議対象期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
抽出案件	<p>総数10件</p> <p>競争入札方式(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルスライド作成装置1式の購入</li> <li>・平成19年度水環境中の要調査項目等存在状況調査業務</li> <li>・平成19年度容器包装廃棄物実態調査業務</li> </ul> <p>企画競争方式・参加者確認公募方式(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度農薬残留対策総合調査委託業務</li> <li>・平成19年度渡り集結地衝突影響分析業務</li> <li>・平成19年度環境試料タイムカプセル化事業</li> </ul> <p>競争性のない随意契約・不落・不調随意契約(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ(APFED)開催等業務</li> <li>・平成19年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究業務</li> <li>・平成19年度茨城県神栖市における掘削テント撤去等業務</li> <li>・平成19年度局地大気汚染の健康影響に関する疫学調査(成人調査)実施業務</li> </ul>
委員からの意見 質問、それらに 対する回答等	別紙1のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	抽出された個々の契約案件についての意見具申又は勧告はなかったが、環境省が行う物品・役務に係る契約全般にわたる意見具申があった(別紙2のとおり)。

## 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

意見・質問	回答
<p>デジタルスライド作成装置 1 式の購入            契約方式：競争入札方式            契約相手方：(株)フジコーガク            契約金額：15,361,500円            契約締結日：平成20年2月21日            担当部局：国立水俣病総合研究センター</p> <p>落札率が100%であった要因として何が考えられるか。</p> <p>応札者が1者のみであった要因として何が考えられるのか。どのようにして入札参加者を募集しているのか。</p> <p>入札に付する機器を選択するに当たって、性能だけでなく製造業者数やコストについても検討することはしないのか。</p> <p>1機種しかない上、取扱業者も限られているもので、競争入札と随意契約で金額があまり変わらないものについて、入札によるコストや手間を考えたとき、入札することがよいと考えるのか。随意契約を認めているわけではないが。</p>	<p>仕様書に規定した仕様を満たす製品についてメーカーより定価証明書及び同等品を含む納入実績を徴収し、納入実績から算出される値引率を定価に乗じることで予定価格とした。メーカーから提出された納入実績はすべて値引率5%となっており、仕様を満たす製品の取扱業者も限られ、応札した業者は当該メーカーの代理店であることから、取引実例を把握していたことが要因として考えられる。</p> <p>国立水俣病総合研究センターのホームページや入札公告の掲示を行い、入札参加者を募集している。しかしながら、当該機器は汎用性が低く仕様を満たす製品の取扱業者が限られているため、1者応札になったものと考えられる。</p> <p>入札に付する前に、当センター内に設置した機器整備委員会において、購入の必要性・性能などを調査して部長会に必要な報告を行っている。その中で、高額過ぎるとか研究の目的に合っていないなどの理由で見直しを進言することもある。</p> <p>予定価格を決める際に、落札率100%を避けるため値引率を現状より低く見積もることも考えたが、入札が不調に終わり契約履行が遅くなった場合、研究に支障が生じるおそれがあるため、今回のような入札を実施するに至った。解決策についていい知恵があればご示唆いただければ幸いである。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度水環境中の要調査項目等存在状況調査業務            契約方式：競争入札方式            契約相手方：帝人エコ・サイエンス(株)            契約金額：17,325,000円            契約締結日：平成20年2月7日            担当部局：水・大気環境局</p>	
<p>落札率がかなり低い、業務はちゃんと履行されたのか。</p>	<p>全体を通して仕様書に規定した業務が適切に履行された。</p>
<p>予定価格が高すぎたということはなかったのか。</p>	<p>複数者から見積りを取り、その最低価格のものをベースに予定価格を設定した。</p>
<p>予定価格が高すぎないとのことであるが、業者の方が無理をして入札したということなのか。</p>	<p>低入札価格調査ヒアリングにおいて、通常の積算価格では落札できないという危機感を持ち安い価格で入札したとの話があった。</p>
<p>過去に実施された同様の調査と比較するとどうなのか。</p>	<p>調査項目は異なるが、平成17年度において同様に行った調査においても、7者が応札し、その中で最高価格と最低価格（落札金額）にかなりの差があった。</p>
<p>予定価格や応札する業者間の入札価格にこれだけの差が生じる要因は何か。</p>	<p>各調査項目毎の分析単価の設定方法の違いによるものだと推測される。</p>
<p>分析単価の設定にこれだけの差が生じることにについてどう考えるのか。</p>	<p>1つの分析機器で1検体ごとに分析するのか、複数の検体をまとめて分析するのかなど、事業者の分析の仕方によって分析単価の設定に差が生じるものと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度容器包装廃棄物実態調査業務            契約方式：競争入札方式（総合評価落札方式）            契約相手方：(株)ダイナックス都市環境研究所            契約金額：13,965,000円            契約締結日：平成19年11月13日            担当部局：廃棄物・リサイクル対策部</p> <p>市町村等に対するアンケート調査が中心の業務であり、調査内容は仕様書に規定されているとした場合、どの点で技術点に差が出るのか。</p> <p>総合評価を実施した結果、どのようなメリットがあったのか。</p> <p>価格点と技術点の合計を総合評価点として、最も高い点数の者を落札者としたとのことであるが、価格点と技術点の比率はどうなっているのか。</p> <p>応札者間で入札価格にかなりの開きがあるが、考えられる要因は何か。</p> <p>こうした入札価格を、今後の予定価格の算出にどのように活かしていくつもりなのか。</p>	<p>アンケートの回収率を高めるためにどのような聞き方をすればよいか、アンケート結果の解析をどのようにするのかという点について提案を求めており、この点で技術点に差が出るものと考えます。</p> <p>市町村においては約8割の回収率であった。また、本業務の結果、基本方針に違反して、指定法人に引き渡されない場合にあつて、引き渡しの要件を設定していない、また現場確認を行わないなど適正に処理されていることの確認が不十分な市町村、処理の状況等について住民への情報提供が不十分な市町村が多く存在することが明らかとなった。このため、各市町村に対し文書で指導するなど、法の円滑な施行に寄与した。</p> <p>価格点が100点満点、技術点が200点満点であり、2：1の割合で実施している。</p> <p>市町村等に照会する手間、つまり人件費をどのように積算するので入札価格に差が生じたのではないかと考えられる。</p> <p>当該事案については、人件費の積算が入札価格に影響を与えているものと考えられるが、一般論として、このようなケースについては、「この業務をとるために市場価格よりかなり安い価格で入札した」、「他の業務と一体でできるから効率的に安い価格で実施できる」とか様々なケースがあるのが現状である。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度農薬残留対策総合調査委託業務  契約方式：企画競争方式  契約相手方：(社)日本植物防疫協会  契約金額：67,100,000円  契約締結日：平成19年4月10日  担当部局：水・大気環境局</p> <p>応札者が1者である要因として何が考えられるのか。</p> <p>再委託率が50%を超えているが、その理由は何か。</p> <p>今年度から総合評価落札方式による入札に移行したとのことであるが、企画競争と総合評価落札方式による入札の差は価格を考慮するだけで、それ以外はさほど違いはないのか。</p>	<p>本業務の実施に当たっては、農薬の登録状況や現在の農薬残留における課題を十分に理解していること、農薬科学等の最新の知見を有していることが必要である。さらに、本調査は再委託先の調査結果を取りまとめるだけでなく、統一的な調査が実施されるよう調整する能力が必要である。こうした点で、本調査が実施可能な機関は少なく、応札者が少なかったものとする。</p> <p>気候・地形・土性等の条件を考慮して選定した22機関に再委託したため、すべての再委託先を合計した額から見て再委託率が高くなった。なお、個別の再委託率は最大でも13%である。</p> <p>御指摘のとおり、2つの契約方式はともに企画書を提出させるが、その際に環境省が示す仕様書の内容が異なる。具体的には、企画競争の場合は仕様書の骨子を、総合評価落札方式による入札の場合は、入札価格を提示させる以上、より詳細な仕様書となる。</p> <p>政府として競争入札への移行が求められているが、競争入札を行うための必要な詳細な仕様書が書いただけのノウハウを有していないものについては、いきなり競争入札に移行するのではなく、その前に企画競争を実施し、そこで培ったノウハウを今後の競争入札に活かすといったことを実施している。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度渡り集結地衝突影響分析業務            契約方式：企画競争方式            契約相手方：(財)日本鳥類保護連盟            契約金額：29,982,998円            契約締結日：平成19年9月28日            担当部局：自然環境局</p> <p>調査業務の中には、単年度ではなく複数年を前提とした方が効果的で安上がりのものであると考えられる。しかしながら、現在の制度では国庫債務負担行為をとらない限り複数年を前提とした契約は難しいのが実情。環境省においては、本事案のように、複数年を前提とした企画競争を実施し毎年度契約を実施するといった工夫をしているものと承知。今後、こうした事例を積み重ねる中で、環境省独自の工夫ではなく制度として認められることを期待したい。</p> <p>複数年を前提とした企画競争を実施したことによるメリット・デメリットは何か。</p> <p>専門家やNGOとのネットワークが企画競争における業者選定の重要なポイントとなったと考えるが、その際の選定基準はどういったものなのか。</p> <p>毎年度当法人と契約を締結するに当たり、前年度の業務内容をチェックする仕組みはあるのか。</p>	<p>本調査のうち、全国における渡り集結地等からの情報収集については、各地の専門家やNGOに協力をいただくことが大前提であり、契約相手方との間のネットワークが重要となるが、毎年契約相手方が変わらないため業務が円滑に行えるという点、調査時期が年度をまたぐ場合に対応しやすい点などがメリットである。デメリットについては、現時点では特にない。</p> <p>3者が企画書を提出したが、これらと比較した際、当法人は全国的なネットワークを有していたことが分かったが、他の法人は、例えば環境アセスメントなどを行い地域的なネットワークは持っているが、全国的なネットワークという点で弱いなどと判断したものである。</p> <p>年度毎に、報告書を基にその成果について省内に設置した審査委員会で検討することとしている。今年度契約についても、それに先立ち19年度の成果について検討の上、次年度も引き続き契約を継続することが適当であるという結論に至ったところである。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度環境試料タイムカプセル化事業            契約方式：参加者確認公募方式            契約相手方：(独)国立環境研究所            契約金額：72,954,000円            契約締結日：平成19年4月2日            担当部局：総合環境政策局</p> <p>環境試料を長期保存するために、毎年度(独)国立環境研究所と契約することとなるのか。</p> <p>応募要件は合理的なものとする。そもそも他にこうした施設を有する者はいないのか。</p> <p>保存期間はどうか。また、環境試料の保存のために必要な経費は毎年支払うこととなるのか。</p> <p>例えば国庫債務負担行為をとって複数年分予算を確保し契約を行うことはできないのか。</p> <p>国立環境研究所が独立行政法人化する前に、環境省の予算でタイムカプセル棟が設置・運営されてきたが、同研究所が独立行政法人化したために、環境省の契約相手方としてタイムカプセル化事業を行うこととなったものである。契約の在り方を含め今後どのように本業務を継続的に実施していくのかは、今後の検討課題であるとする。</p>	<p>おっしゃるとおりである。契約方式についても、当該業務を実施するのに必要な特定の設備を有する者が他にいないかを確認するため、毎年度参加者確認公募を行うこととなる。</p> <p>我々が知る限りでは、大学の研究室レベルでは特定の種について冷凍保存しているところもあるかもしれないが、本事案のような大規模で実施できる施設はないと考える。</p> <p>保存期間については特に定めはなく、半永久的に実施されるものとする。いずれにしても、毎年契約を締結し、必要な経費を支払うこととなる。</p> <p>本事業の終期がないため、国庫債務負担行為をとることは難しいと考える。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ（APFED）開催等業務  契約方式：競争性のない随意契約  契約相手方：(財)地球環境戦略研究機関  契約金額：84,000,000円  契約締結日：平成19年7月2日  担当部局：地球環境局</p> <p>(財)地球環境戦略研究機関が受注したのはAPFEDの事務局業務であり、会議のセットアップ等の単純な業務ではないという理解でよいのか。</p> <p>国際合意に基づく業務であるため競争性のない随意契約で行っているという一方で、21年度からは一般競争入札に移行するというのは、何らかの形で国際合意を変更するという事なのか。</p> <p>知識やノウハウが必要な業務であれば、企画競争でもよいと思うが、なぜ一般競争入札を行うのか。</p> <p>総合評価落札方式を行う場合、どのようにこうしたノウハウを評価するのか。</p>	<p>APFEDの委員とも調整しながら会議の成果を取りまとめている業務であり、単純な業務ではない。</p> <p>2001年のアジア太平洋環境会議（エコ・アジア）で、APFED業務は(財)地球環境戦略研究機関を事務局としてやっていこうという合意がなされたが、それからかなりの年月が経っていることから、当法人以外に本業務を実施できる、実施したいという法人もあるかもしれないので、21年度より一般競争入札に移行することとした。</p> <p>本年度当初に行われた公益法人への集中点検の議論も踏まえ、一般競争入札に移行することとした。なお、この場合でも、国際的業務に係る知見やノウハウが適正に判断されるよう、価格と技術の両面で評価する総合評価落札方式を導入する予定である。</p> <p>こうした国際的業務におけるノウハウをどのように評価するかについては今後十分に検討してまいりたい。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究業務            契約方式：競争性のない随意契約            契約相手方：(財)日本科学技術振興財団            契約金額：88,850,000円            契約締結日：平成19年11月21日            担当部局：環境保健部</p> <p>唯一ジフェニルアルシン酸に関する調査研究の知見が集約されていることが随意契約理由の一つとの説明があったが、これまでの調査研究の知見がまとめられていれば他の事業者でも本業務を行うことはできるのではないかと。</p> <p>今後当法人が本業務を受けないといった場合のリスクについて、どのように考えているのか。</p> <p>そもそもヒ素についての調査研究の実績や知見はないのか。</p>	<p>ジフェニルアルシン酸に関するリスク評価や動物実験などは、競争入札等により既に別の事業者が実施している。しかしながら、本業務は疫学調査も含んでおり調査対象者の診療録等の個人情報を取り扱うことから、本人の同意を得る必要がある。こうした点で、これまでの調査結果等について詳細な説明が可能であり、かつ調査対象者との強い信頼関係を構築している当法人以外に本業務を実施できるものはいないため、競争性のない随意契約を行った。</p> <p>当法人に抜かれてしまうと本業務は立ちゆかなくなるのは事実であるが、当法人においては、ジフェニルアルシン酸に関する調査を大きな研究課題として捉えていただいているものと理解している。今後とも、環境省と当法人で密に連携を取りながら業務を継続してまいりたい。</p> <p>ヒ素については有機ヒ素と無機ヒ素があり、無機ヒ素については多くの知見があるが、有機ヒ素、特にジフェニルアルシン酸については化学兵器の材料であり、公表されている調査結果はなかったことから、当省で一から研究を行ったものであり、当法人にジフェニルアルシン酸に関する調査研究の知見が唯一集約されている。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度茨城県神栖市における掘削テント撤去等業務            契約方式：競争性のない随意契約            契約相手方：(株)鴻池組            契約金額：178,500,000円            契約締結日：平成19年4月2日            担当部局：環境保健部</p> <p>随意契約理由について具体的に説明いただきたい</p> <p>複数年度にまたがる業務について、本件のように毎年度入札した結果として契約相手方が異なるのは困るというものがあるはずである。本件については、競争性のない随意契約をしないためにも、複数年度まとめて入札するなどの工夫はできなかったのか。</p>	<p>有機ヒ素化合物を含有する汚染土壌等を掘削し保管テントへ輸送・保管する業務が18年度で完了しなかったため、19年度業務としては、18年度に引き続き保管テントへの輸送・保管を行うとともに、処理状況に応じて焼却施設まで輸送し、輸送がすべて完了した後に、テントを解体・撤去するものである。このように本業務は、18年度業務と密接に関連する付帯的な業務であり、18年度業務を実施した当法人に履行させた場合に工期の短縮・経費の節減が確保できるなど、一般競争入札に付するよりも有利であるため、競争性のない随意契約とした。</p> <p>国庫債務負担行為を活用することも可能だったと思うが、汚染土壌等の処理施設の選定が難航し当初計画の処理工程に変更が生じ、予算要求時点では国庫債務負担行為が不可能だった。</p>

意見・質問	回答
<p>平成19年度局地大気汚染の健康影響に関する疫学調査（成人調査）実施業務            契約方式：不落随意契約            契約相手方：ジイズスタッフ(株)            契約金額：234,680,000円            契約締結日：平成19年10月2日            担当部局：環境保健部</p> <p>本事案の場合、1回目の入札では2者が応札したが不調に終わり、2回目の入札では1者が辞退し、残り1者が応札したが不調に終わっている。その後、この1者に対してどのような交渉をし、契約するに至ったのか。</p> <p>不落随契は緊急避難的なものであり、本来は1回目の入札で落札者が決まるのが一番望ましい。不落随契を減らすためには、実際に入札に参加した事業者の入札価格の積算方法を聴取した上で、今後の予定価格の算出の参考にすることが必要だと思うが、そうした取組は行われているのか。</p> <p>入札価格より相当低い価格で契約しているが、それによって「安かろう悪かろう」といったことは起こらなかったのか。</p>	<p>2回目の入札で不調に終わった後であるが、当該事業者に改めて業務を精査いただき、いくらであれば当該業務を実施することができるか伺いながら交渉を進めた。具体的には、調査票を一括で送ればいいのか、調査票の回収について期間を限定して集中的に実施すればいいのかといった交渉を行いながら、郵送料や人件費等を再度精査してもらい、最終的に提示された金額が予定価格の範囲内になったので、随意契約を締結することとなった。</p> <p>20年度においては、予定価格と入札価格の乖離が大きい場合には、事業者に対し、公表しない前提で入札価格の積算をいただき、分析するなどの対応は行っている。</p> <p>本業務は個人情報を扱うため、当該業務専用の部屋を設けてもらった。また、調査票の回収率を上げるため、調査対象者への質問に対する回答内容を含め、環境省と事業者の間で綿密に打合せを行った。さらに、第三者委員会を設置して業務の進捗や結果についても確認いただいた。そうしたこともあり、当初の予想以上の回収率となった。こうしたことから、いわゆる「安かろう悪かろう」にはならなかったものと考えている。</p>

## 今回の審議全般を通しての委員の見解

環境行政は人々の健康や安心・安全のために行うものである。こうした業務を外部の者に行わせる際には単に安ければどこでもいいというものではなく、当該業務を行える技術・能力を有する者に行わせる必要がある。昨年度より総合評価落札方式の導入を図っているとのことであるが、ノウハウを蓄積しながら、環境行政のためによりよいルールを構築すべきである。

総合評価落札方式への移行を進めるべきと考えるが、その際には、技術的な面についてどういう項目でどう評価するかというノウハウや仕組みを作る必要があるのではないかと。

環境省における調査研究等の中には、その性質上、どうしても同じ相手と継続して契約を行われなければ適切な調査結果が得られないものや、前年度の成果を次年度に別の者に引き継ぐとかえってコストがかかるものなど、同一者と契約を締結する必要があるものが多く見られる。こうした場合は、業務の性質に応じ、国庫債務負担行為や複数年での契約を前提とした企画競争を積極的に活用すべきではないかと。

競争性のない随意契約に関する抽出に当たり、競争性のない随意契約全般について精査させていただいた。当初は随意契約の数がそれなりにある印象を受けたが、個々の随意契約理由を見ると、これを一般競争入札等に切り替えることは難しく、競争性のない随意契約でやむを得ないことが理解できた。その一方で、今回抽出した「平成19年度アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ（APFED）開催等業務」のように来年度に一般競争入札に切り替えるものもあるようであり、今後も引き続き、競争性を取り入れる試みをやっていただければと思う。

競争性のない随意契約を類型化し事例を積み上げる中で、それでも随意契約でもやむを得ないものについては、環境省から提案していくことも考えてもいいのではないかと。

随意契約見直しということで一般競争入札などの競争性のある契約方式への移行を進めているが、タイムカプセル化事業のように無理をして競争性のある契約方式を行っているものや、一者応札の中でそもそも競争になじむのかというものもあるように思う。随意契約を行うと、事務コストはかからない一方で、契約相手方の利益が大きくなってしまおうそれがある。この点について、今後の研究課題として考えていくべきではないかと。

落札率が低いものについて、その要因はいろいろあるのは分かったが、予定価格の計算の更なる精緻化が必要なのではないかと。

契約マニュアルの整備やきめ細かな改善を通じ、発注者、受注者双方の事務負担を軽減し、効率化を図るべきではないかと。